高知市農業委員会規程第 号

高知市農業委員会公文書管理規程を次のように定める。

令和6年 月 日

高知市農業委員会会長 大 野 哲

高知市農業委員会公文書管理規程

(目的)

- 第1条 この規程は、高知市公文書等の管理に関する条例(令和5年条例第19号。以下「条例」という。)第11 条第1項の規定に基づき、農業委員会における公文書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。 (総括文書管理者)
- 第2条 農業委員会に総括文書管理者を置く。
- 2 総括文書管理者は、事務局長とする。
- 3 総括文書管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 公文書ファイル管理簿及び移管・廃棄簿の調製
 - (2) 公文書の管理に関する必要な改善措置の実施
 - (3) 公文書の管理に関する研修の実施
 - (4) 組織の新設及び改廃に伴う公文書の管理に関する必要な措置の実施
 - (5) この規程の施行に関し必要な細則の整備
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、公文書の管理に関する事務の総括 (文書管理者)
- 第3条 農業委員会に文書管理者を置く。
- 2 文書管理者は、次長の職にある者をもって充てる。
- 3 文書管理者は、その管理する公文書について、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 保存
 - (2) 保存期間が満了したときの措置の設定
 - (3) 公文書ファイル管理簿への記載
 - (4) 移管又は廃棄(移管・廃棄簿への記載を含む。)等
 - (5) 管理状況の点検等
 - (6) 公文書の作成、整理その他公文書の管理に関する職員の指導等

(文書管理担当者)

- 第4条 農業委員会に、文書管理担当者を置き、文書管理者が農業委員会に属する職員のうちから指名するものとする。
- 2 文書管理担当者は、前条第3項各号に掲げる事務を補佐するほか、文書の収受及び発送に係る事務を行うものとする。

(高知市公文書管理規程の準用)

第5条 この規程に定めるもののほか、農業委員会における公文書の管理に関し必要な事項については、高知市 公文書管理規程(令和6年庁達第 号)の規定の例による。ただし、同規程第10条、第43条及び第49条に規定す る別表は、別表のとおりとする。

附則

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表 公文書の保存期間及び保存期間満了時の措置に関する基準表

1 公文書の保存期間及び保存期間満了時の措置に関する基準表

基準表は、各実施機関が共通して保有すると考えられる公文書について、業務類型ごとに整理し、それぞれ保存期間、保存期間満了時の措置等を示すものである。

保存期間については、業務類型において通常必要と想定される期間等を考慮し、保存期間満了時の措置については、以下のいずれかに該当するものが含まれる文書を市長に移管すべきもの(歴史公文書等)と設定した。

- (1) 実施機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書
- (2) 市民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
- (3) 市民を取り巻く社会環境,自然環境等に関する重要な情報が記録された文書
- (4) 市の歴史, 文化, 学術, 事件等に関する重要な情報が記録された文書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、歴史資料として重要な情報が記録された公文書その他の文書 なお、基準表に定めるほか、移管すべきと想定されるものについては、基準表以下の「2政策単位での保存期間満了時の措置」から「6注意事項」までで示している。

期间個「時の指	直」から「6 圧息	「争坦」よじじ不	している。		
事項	業務の区分	文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間 満了後の 措置
A 条例,規則,	規程等の例規に	関する公文書			
1 条例の制	(1) 立案の検	ア 立案の基	・ 立案の契機と	20年	移管
定又は改廃	討	礎文書	なった事項に関す		
及びその経			る文書		
緯		イ 立案の検	・ 他自治体の先		
		討に関する	進事例調査		
		調査研究文	• 関係団体,関		
		書	係者のヒアリング		
		ウ 立案の検	• 開催経緯		
		討に関する	諮問		
		附属機関及	• 会議録,配付		
		び懇話会等	資料		
		文書	答申,報告,		
			提言		
	(2) 他の行政	協議文書	・ 他の行政機関		
	機関との協		との協議案		
	議		・ 他の行政機関		
			からの質問,意見		
			・ 質問等に対す		
			る回答		
	(3) パブリッ	パブリックコ	・パブリックコ		
	クコメント	メント手続文	メントの募集,実		
	手続	書	施結果		
	(4) 議案の決	議案決裁文書	・ 議案の決裁文		

	T		(系)	7	
	定		書(理由,新旧対		
			照表等を含む)		
	(5) 議会審議	議会審議文書	・ 議案書, 説明		
			資料		
	(a) ####))	#### \ \ \P# FF	 答弁書 		
	(6) 解釈又は	解釈又は運用	• 逐条解説		
	運用基準の	基準策定のた	運用解釈		
	策定	めの文書	・ 運用手引	00年	1.6x /r/r
2 規則の制	(1) 立案の検	ア・立案の基	・ 立案の契機と	20年	移管
定又は改廃	討	礎文書	なった事項に関す		
及びその経緯		ノ 支索の袋	る文書		
术 年		イ立案の検	・他自治体の先		
		討に関する	進事例調査・ 関係団体, 関		
		調査研究文書	関係団体, 関係者のヒアリング		
		 ウ 立案の検	・ 開催経緯		
		対に関する	・諮問		
		附属機関及	・ 会議録,配布		
		び懇話会等	資料		
		文書	· 答申,報告,		
		八日	提言		
	(2) 規則案の	規則案の審査	・ 文書法制課と		
	審査	の過程が記録	の法令審査記録		
		された文書	 規則案 		
			 新旧対照表 		
			・ その他関連資		
			料		
	(3) 他の行政	協議文書	・ 他の行政機関		
	機関との協		との協議案		
	議		・ 他の行政機関		
			からの質問,意見		
			・ 質問等に対す		
			る回答		
	(4) 規則等の	決裁文書, 公	• 決裁文書(理		
	決定及び公	布文書	由,新旧対照表		
	布		等を含む)		
			・公布文書		
	(5) 解釈又は	解釈又は運用	• 逐条解説		
	運用基準の	基準策定のた	• 運用解釈		
	策定	めの文書	・ 運用手引		
3 規程の制	(1) 立案の検	ア立案の基	立案の契機と	20年	移管
定又は改廃	討	礎文書	なった事項に関		

	T		(条)	T	
及びその経			する文書		
緯		イ 立案の検	・ 他自治体の先		
		討に関する	進事例調査		
		調査研究文	• 関係団体,関		
		書	係者のヒアリン		
			グ		
		ウ 立案の検	 開催経緯 		
		討に関する	· 諮問		
		附属機関及	会議録,配布		
		び懇話会等	資料		
		文書	・ 答申,報告,		
		八日			
	(2) 他の行政	協議文書	・ 他の行政機関		
	機関との協		との協議案		
	議		・ 他の行政機関		
			からの質問,意見		
			・ 質問等に対す		
			る回答		
	(3) 規程等の	決裁文書, 公	· 決裁文書(理		
	決定及び公	表文書	由,新旧対照表		
	表		等を含む)		
			• 公表文書		
	(4) 解釈又は	解釈又は運用	• 逐条解説		
	運用基準の	基準策定のた	• 運用解釈		
	策定	めの文書	・ 運用手引		
4 要綱(告	(1) 立案の検	ア 立案の基	・ 立案の契機と	20年	移管
示するもの	討	礎文書	なった事項に関		
に限る。)			する文書		
の制定又は		イ 立案の検	・ 他自治体の先		
改廃及びそ		討に関する	進事例調査		
の経緯		調査研究文	関係団体,関		
		書	係者のヒアリン		
			グ		
		ウ 立案の検	• 開催経緯		
		討に関する	· 諮問		
		附属機関及	会議録,配布		
		び懇話会等	資料		
		文書	 ・ 答申,報告,		
		,	提言		
	(2) 他の行政	協議文書	・ 他の行政機関		
	機関との協		との協議案		
	議		・ 他の行政機関		
L	l .		i .	i .	l .

		7	(系)		
			からの質問,意見		
			・ 質問等に対す		
			る回答		
	(3) 要綱等の	決裁文書, 公	· 決裁文書(理		
	決定及び公	表文書	由,新旧対照表		
	表		等を含む)		
			· 公表文書		
	(4) 解釈又は	解釈又は運用			
	運用基準の	基準策定のた	• 運用解釈		
	策定	めの文書	・ 運用手引		
5 要綱(告	(1) 立案の検	ア 立案の基	立案の契機と	要綱の廃止の	以下について移管
示するもの	討	礎文書	なった事項に関	日の属する年	市政に大きな影響
を除く。)	,, ,	762 7	する文書	度の翌年度の	を与えたもの
の制定又は		イ 立案の検	・ 他自治体の先	4月1日から	
改廃及びそ		討に関する	進事例調査	起算して5年	
の経緯		調査研究文	· 関係団体, 関	ر المراجعة	
*>/ <u>!:</u> L//4		書	係者のヒアリン		
			が有りこうう。		
		ウ 立案の検	 ・ 開催経緯		
		計に関する	· 諮問		
		附属機関及	会議録,配布		
		び懇話会等	資料		
		文書	· 答申,報告,		
	(0) the \$ 67 Th	[#**_L.=	提言		
	(2) 他の行政	協議文書	・ 他の行政機関		
	機関との協		との協議案		
	議		・ 他の行政機関		
			からの質問、意見		
			質問等に対す		
		N. 15	る回答		
	(3) 要綱等の	決裁文書, 公	• 決裁文書 (理		
	決定及び公	表文書	由,新旧対照表		
	表		等を含む)		
			・公表文書		
	(4) 解釈又は	解釈又は運用	• 逐条解説		
	運用基準の	基準策定のた	• 運用解釈		
	策定	めの文書	・ 運用手引		
6 告示, 公	(1) 案の検討	案の決定過程	・ 契機となった	5年	以下について移管
告,公表,		に関する文書	事項に関する文		・ 市政に大きな影響
公示送達そ			書		を与えたものの
の他公示に			• 協議文書		
関する事項	(2) 決定及び	決定及び公表	• 決裁文書,告		

			(<i>条)</i>		1
(他の項に	公表	に関する文書	示等の写し		
該当するも					
のを除					
< 。)					
B 市の各種制度	度及び行政組織の	新設又は改廃に	関する公文書		
1 組織又は	(1) 組織編成	組織編成及び	・ 組織編成の検	10年	移管
委員定員に	及び委員定	委員定数の検	討資料		
関する経緯	数検討	討に関する文	・ 農業委員及び		
		書	農地利用最適化		
			推進委員の定数		
			 検討資料		
	(2) 組織編成	組織編成及び	• 決裁文書		
	及び委員定	委員定数の決			
	数の決定	定に関する文			
		書			
	(3) 組織編成	組織編成及び	・ 通知書		
	及び委員定	委員定数の公	- 本員名簿 - 本員名簿		
	数の公表	表に関する文	SX IIII		
	900 202	書			
2 他の執行	(1) 事務の委		事務委任又は	20年	
機関との事	任又は補助	[XH]X	補助執行に関す	20 1	
務の委任又	執行に関す		る検討案		
は補助執行	る検討		○ 1火t 1火		
に関する事	(2) 他の執行	協議文書	· 意見,質問,		
項	機関との協	が成入 自	課題提起文書		
	議		・ 意見,質問,		
	时发		課題提起に対す		
			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	(2) 車数の乗	油学に開ナフ	•		
		決定に関する	・事務の委任又		
	任又は補助	文書	は補助執行決裁		
	執行に関す		文書		
	る決定	光林の中光を2月3	7 2 80 大田) ~日日] ~ ハー!	+	
-			及び結果に関する公文		14 kk
1 市議会等	(1) 議案等の	立案の検討に	・ 開催経緯	20年	移管
への議案提	検討	関する審議	· 諮問		
出等に関す		会,委員会等	• 会議録,配布		
る事項		の文書	資料		
			· 答申,報告,		
			提言		
	(2) 議案等の	議案等の決定	• 他自治体,民		
	協議	過程に関する	間企業の状況調		
		文書	查		

		1	(系)		
			 関係団体,関 		
			係者とのヒアリ ング		
	(3) 議案等の	議案等の決裁	• 議案提出決裁		
	決定	文書	文書		
2 総会に関	(1) 会議の開	会議の開催に	• 開催通知	5年	廃棄
する事項	催	関する文書			
	(2) 会議関係	議案書	・議案書		
	資料		· 配布資料		
	(3) 議事録	議事録	決裁文書	20年	移管
	(O) hax 3- sax	MX → M/	· 議事録	20	19 日
3 運営委員	(1) 会議の開	会議の開催に	・ 開催通知	5年	廃棄
会及び各種	催	関する文書			
会議	(2) 会議関係	配布資料	• 配布資料		
	資料				
	(3) 会議録	会議録	• 会議録		
D 許認可, 免討	許, 承認等に関す	る公文書			
1 許可,認	(1) 行政処分		・要望書	10年	移管(軽易なものを除
可,承認,	の審査基		・ 国等からの技		⟨ 。)
取消し等の	準, 処分基準, 行政指	事項に関す	術的助言 		
行政処分の 審査基準,	準, 1 政治 導指針及び	る文書 イ 立案の検	他自治体の先		
如分基準,	標準処理期	計に関する	進事例調査		
行政指導指	間の設定の	調査研究文	· 関係団体, 関		
針及び標準	検討	書	係者のヒアリン		
処理期間の			グ		
設定及びそ		ウ 立案の検	• 開催経緯		
の経緯		討に関する	• 諮問		
		附属機関及 7.5級託会笠	・ 会議録,配布		
		び懇話会等 の文書	資料 • 答申,報告,		
		· / / F	提言		
		エ 案の決定	 審査基準案, 		
		過程に関す	処分基準案,行		
i	1	る文書	政指導指針案,		

			(条)		T
			標準処理期間案		
	(2) 行政処分	許可, 認可,	• 決裁文書		
	の審査基	承認,取消し			
	準, 処分基	等の行政処分			
	準, 行政指	の審査基準,			
	導指針及び	処分基準, 行			
	標準処理期	政指導指針及			
	間の設定	び標準処理期			
		間の決定に関			
		する文書			
2 許可, 認	(1) 許可等に	相談・協議に	 相談記録 	効力が消滅す	移管(定例的なもの及
可,承認,	関する事前	関する文書	 事前協議書 	る日の属する	び軽易なものを除
取消し等の	相談•協議			年度の翌年度	⟨ ,)
行政処分の	(2) 申請の受	受付及び審査	審査に関する	の4月1日か	
決定及びそ	付及び審査	に関する文書	文書	ら起算して10	
の経緯	门灰色留丘		・ 審査結果の理	年	
マクルエル中			由	'	
	(3) 審議会に	処分の検討に	<u> </u>		
	おける審議		書		
	わける番磯	関する文書			
	(4) bu () @ >h	加八の油点に	· 会議録		
	(4) 処分の決	処分の決定に	・決裁文書(処		
	定	関する文書	分理由を含む)		
			通知書		
3 通知,申	通知,申請,	通知,申請,	 通知書 	5年	以下について移管
請,届出,	届出,報告,	届出,報告,	申請書		・将来の行政判断の
報告,進達	進達等に関す	進達等に関す	• 届出書		根拠となるもの
等に関する	る業務	る文書	• 証明願		
事項(他の			• 報告書		
項に該当す			進達		
るものを除					
⟨∘)					
4 情報公開	(1) 行政情報	ア 行政情報	• 行政情報公開	5年	廃棄
及び個人情	公開請求に	公開請求等	請求書		
報保護に関	対する決定	に関する文			
する事項	及びその経	書			
	緯	イ 行政情報	• 行政情報公開		
		の公開決定	決定通知書,行		
		等に関する	政情報一部公開		
		文書	決定通知書,行		
			政情報非公開決		
			定通知書		
			· 行政情報公開		
			口以旧拟厶用		

	T	T	(<i>条)</i>		
			決定等期間延長		
			通知書		
	(2) 個人情報	ア 個人情報	• 保有個人情報		
	の開示請求	開示請求等	開示請求書		
	(訂正請	に関する文			
	求,利用停	書			
	止請求)に	イ 個人情報	· 保有個人情報		
	対する決定	の開示決定	開示決定通知		
	及びその経	に関する文	書,保有個人情		
	緯	書	報一部開示決定		
			通知書, 保有個		
			人情報不開示決		
			定通知書		
			• 保有個人情報		
			開示決定等期限		
			延長通知書,保		
			有個人情報開示		
			決定等期限特例		
			通知書		
E 行政手続,	争訟(訴訟, 土地収	双用裁決,審查請	求等をいう。以下同じ	。)に関する公式	書
1 不服申立	(1) 不服申立	不服申立ての	• 不服申立書,	裁決、決定そ	以下について移管
てに関する	ての提起	提起に関する	異議申立書	の他の処分が	例規又は市政方針
裁決,決定		文書		される日の属	に大きな影響を与え
その他の処	(2) 要件審査	要件審査に関	• 調査票	する年度の翌	たもの
分(附属機		する文書		年度の4月1	
関及び懇話	(3) 審理	ア 裁決,決	• 弁明書,反論	日から起算し	
会等におけ		定その他の	書,意見書	て30年	
る検討等を		処分をする			
含む)及び		ための決裁			
その経緯		文書その他			
		当該処分に			
		至る過程が			
		記録された			
		文書			
		イ 附属機関	・ 附属機関及び		
		及び懇話会	懇話会等の文書		
		等の文書	(諮問, 答申,		
			建議等)		
	(4) 取下げ	取下げに関す	・ 取下書		
		る文書			
	(5) 裁決等	裁決書又は決	• 裁決書,決定		
		定書	書		

			(案)		
	(6) 通知	関係者への通	• 処分通知書		
		知書			
2 応訴及び	(1) 訴訟の提	訴訟の提起に	• 訴状,期日呼	訴訟が終結す	以下について移管
その経緯	起	関する文書	出状	る日の属する	・ 例規又は市政方針
	(2) 応訴の方	応訴の方針決	・応訴の決裁文	年度の翌年度	
	針等	定に関する文	書,指示事項の	の4月1日か	たもの
		書	記録	ら起算して30	
	(3) 主張・立	訴訟における	• 答弁書,準備	年	
	証	主張・立証に	書面,各種申立		
		関する文書	書,口頭弁論,		
			証人等調書,書		
			証		
	(4) 判決等の	判決又は和解	• 判決書,和解		
	受領	に関する文書	調書		
3 訴訟の提	(1) 提起の準	出訴の方針決	・ 出訴の決裁文	訴訟が終結す	以下について移管
起及びその	備	定に関する文	書,指示事項の	る日の属する	・ 例規又は市政方針
経緯		書	記録	年度の翌年度	
	(2) 議案の決	議案決裁文書	・ 議案の決裁文	の4月1日か	たもの
	定		書	ら起算して30	
	(3) 議会審議	議案審議文書	• 議案書,説明	年	
			資料		
			・答弁書		
	(4) 訴訟の提	訴訟の提起に	• 訴状,期日呼		
	起	関する文書	出状		
	(5) 主張・	訴訟における	• 答弁書,準備		
	立証	主張・立証に	書面,各種申立		
		関する文書	書,口頭弁論,		
			証人等調書,書		
			証		
	(6) 判決等の	判決又は和解	• 判決書,和解		
	受領	に関する文書	調書		
	等に関する公文書				
1 職員の任		任免の協議に	• 発令原簿	30年	以下について移管
免に関する	職員の任免	関する文書	• 人事発令通知		• 発令原議
事項		N/O/E	書		書
2 会計年度	(1) 会計年度	選考の実施及	・選考結果	5年	廃棄
任用職員の	任用職員の	び結果に関す			
雇用に関す	選考の実施	る文書			
る事項	(2) 会計年度	会計年度任用	・雇用伺		
	任用職員の	職員の雇用及	• 雇用通知書		
	任免	び解職に関す			
		る文書			

			(柔)		
	(3) 会計年度	出勤,休暇,	• 年次休暇願		
	任用職員の	宣誓等の服務			
	服務	に関する文書			
	(4) 会計年度	給与,報酬等	• 賃金台帳		
	任用職員の	の支払に関す			
	給与,報酬	る文書			
	等				
3 職員の分	(1) 指導	指導に関する	• 監査基本方針	30年	廃棄
限・懲戒に	. ,	文書		,	
関する事項	(2) 分限・懲	分限・懲戒の	・ 意見書		
	戒の検討	検討に関する	· 聴聞		
	774	文書	PS1-13		
	(3) 分限・懲	分限・懲戒の	人事発令通知		
	戒の決定	決定に関する	書		
	7,000	文書	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
		八日	明書		
4 職員の服	(1) 職務専念	職務専念義務	· 職務専念義務	5年	 廃棄
務に関する	義務の免除	の免除に関す	免除願		767
事項	の承認	る文書) LI/1 WJX		
7.8	(2) 各種休暇	各種休暇に関	· 年次休暇 願		
	の承認	する文書	・ 夏季休暇願		
	(3) 週休日の	週休日及び代	・ 週休日の振替		
	振替及び代	休に関する文書	海		
	休の指定の	書	• 代休指定簿		
	承認 (4) 味噌ん帯	11年11日 以 共立を か	마니티 시 바닷 스		
	4) 時間外勤		• 時間外勤務命		
	務命令	申請及び承認	令簿		
		に関する文書			
	(5) 旅行命令	旅行命令の申	 旅行命令票 	5年(旅費支	
		請及び承認に	• 自家用自動車	出を伴わない	
		関する文書	出張承認申請書	ものは1年)	
	及び収支等財政状況		<u> </u>	_,.	
1 契約の締	契約の締結	ア契約方	• 契約要件, 契	5年	廃棄
結及びその		法・内容の	約内容検討資料		
他の経緯		検討に関す			
(他の項に該		る文書			
当するもの		イ 入札又は	• 執行伺		
を除く。)		随意契約の			
		実施に関す			
		る文書			
		ウ 契約の締	• 決裁文書, 契		
		結に関する	約書		

			(条)		
		文書			
		エ 履行の確	• 業務完了届,		
		認に関する	検査調書		
		文書			
2 金銭の出	金銭の出納に	金銭の出納に	 伝票	5年	廃棄
納に関する	関する業務	関する証拠書			
事項		類			
H 市の計画等に	こ関する公文書				
1 農業委員	(1) 計画等の	ア 立案の基	立案の契機と	計画期間終了	移管(軽易なものを除
会に関する	立案の検討	礎文書	なった事項に関す	又は廃止の日	⟨。)
計画若しく			る文書(要望書,	の属する年度	
は方針の策			指示事項記録,国	の翌年度の4	
定又は改廃			からの技術的助	月1日から起	
及びその経			言)	算して10年	
緯			 事前整理票, 		
			策定方針		
		イ 立案の検	・ 他自治体の先		
		討に関する	進事例調査		
		調査研究文	関係団体,関		
		書	係者のヒアリング		
		ウ 立案の検	 開催経緯 		
		討に関する	諮問		
		附属機関及	会議録,配布		
		び懇話会等	資料		
		文書	答申,報告,		
		2.1	提言		
	(2) 他の行政	協議文書	他の行政機関		
	機関との協	20000000	との協議 案		
	議		他の行政機関		
			からの質問、意見		
			質問等に対す		
			る回答		
	(3) パブリッ	パブリックコ	・パブリックコ		
	クコメント		メントの募集,実		
	手続	文書	施結果		
	(4) 計画等の	計画等の決定	計画等の決裁		
	決定又は改	又は改廃に関	文書		
	廃	する決裁文書			
I 各種施策及(び事業の実施に関				
	(1) 事業の実	事業の実施に	・ 決裁文書	事業の終了す	以下について移管
施に関する	施	関する文書		る日の属する	・ 市政に大きな影響
文書	(2) 事業の報	事業の実施報	・ 実施報告	年度の翌年度	を与えたもの
/ -	(-)	1・2/ペックンル四十次	ノングロエトロ	10-10	1 2 4 / 2, 2 0 : /

			(条)		
	告	告文書		4月1日から	
				起算して5年	
J 審議会等の記	咨問結果に関する ²	公文書			
1 附属機関	附属機関等に	附属機関等の	• 開催経緯	10年	移管
等に関する	関する諮問,	諮問, 答申及	諮問		
諮問, 答申	答申及び建議	び建議に関す	• 会議録,配布		
及び建議に		る文書	資料		
関する事項			答申,報告,		
(他の項に			提言		
該当するも					
のを除					
⟨∘⟩					
K 調査,統計2	及び研究に関する	公文書			
1 原簿,台	原簿,台帳,	原簿,台帳,	 原簿 	5年	以下について移管
帳, 図面及	図面及び調	図面及び調	· 台帳		· 原簿
び調査・統	査・統計に関	査・統計に関	· 図面		台帳(軽易なもの)
計に関する	する業務	する文書	調査に関する		を除く。)
事項(他の			文書		・ 公共施設の図面
項に該当す					調査に関する文書
るものを除					(軽易なものを除
⟨∘⟩					⟨。)
L その他					
1 文書の管	文書の管理に	アファイル	· 文書分類表	常用	移管
理等に関す	関する業務	基準表その			
る事項		他の業務に			
		常時利用す			
		るものとし			
		て継続的に			
		保存すべき			
		行政文書			
				3年	 廃棄
		文書の管理	元公母		
		を行うため			
		の帳簿			
		ウ 版得 ウ 取得した	・ 収受簿		
			以文得		
		文書の管理を行うため			
		の帳簿	16 hh. 14 4 hh.	20/7:	16 kt.
		エー公文書フ	・移管・廃棄簿	30年	移管
		アイルの移			
		管又は廃棄			
	1	の状況が記			

(米)					
		録された帳 簿			
2 公印の管	公印の管理	公印台帳	• 公印台帳	常用	移管
理に関する					
事項					
3 農地利用	(1) 候補者の	募集に関する	• 募集要項	30年	以下について移管
最適化推進	募集	文書	・ 推薦・応募書		・ 市政に対して重要
委員の委嘱			類		な意思決定をする役
に関する事	(2) 選考の実	選考の実施及	• 資格要件等確		職の任免に関する文
項	施	び結果に関す	認書類		書
		る文書	• 選考委員会資		
			料		
			• 選考委員会会		
			議録		
			• 選考委員会委		
			員名簿		
	(3) 委員の委	委嘱に関する	• 選考結果通知		
	嘱の決定	文書	文書		
			• 委嘱書		
	(4) 委員の解	解職等に関す	• 辞任届	30年	廃棄
	嘱等の決定	る文書	• 解嘱書		

備考

- 1 法律若しくはこれに基づく命令又は条例等による保存期間の定めのある公文書は、当該法律若しくはこれに基づく命令又は条例等の規定による。
- 2 本表は、立場によって適用される箇所が異なることに留意する。
- 3 本表の「具体例」欄は、条例第5条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から作成が必要な行政文書の例を示しているものであって、同欄に記載の文書のみを保存すれば必要十分であることを意味するものではない。
- 4 本表に当てはめることが困難な公文書については、文書管理者は、本表の規定を参酌し、当該文書管理者が所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間基準を定めるものとする。その際、保存期間満了時の措置については、「1公文書の保存期間及び保存期間満了時の措置に関する基準表」の(1)~(5)に該当するものが含まれる文書は移管とするものとする。なお、基準表の複数の項目に該当し、判断に迷う場合には、保存期間の設定についてはより長いものを、保存期間満了時の措置については移管とするものを選択することが望ましいことに留意する。

2 政策単位での保存期間満了時の措置

市として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく市全体として対応し、 その教訓が将来に活かされるような以下の特に重要な政策事項等に関するものについては、「1公文書の保存 期間及び保存期間満了時の措置に関する基準表」に示す考え方に照らして廃棄とされているものも含め、原則 として移管するものとする。

- (1) 市町村合併に関する文書
- (2) 旧市町村における重要な文書

- ア 市長, 町長又は村長事務引継書
- イ 災害に関する記録
- ウ 市史, 町史又は村史編纂資料
- エ 旧市町村のシンボル(市章, 町章, 村章, 花,木,鳥,シンボル等)
- (3) 市における行政等の新たな仕組みの構築
 - ア 行政組織の改編
 - イ 情報公開制度や公文書管理制度のように市政全体に共通して適用される制度の創設
- (4) 災害及び事故事件への対処
 - ア 1970年台風第10号による災害に関するもの
 - イ 1975年台風第5号による災害に関するもの
 - ウ 1976年台風第17号による災害に関するもの
 - エ 1998年集中豪雨による災害に関するもの
 - オ 新型コロナウイルス感染症に関するもの
- 3 昭和27年度までに作成・取得された文書

昭和27年度までに作成し、又は取得された文書については、市の来歴を知る上で重要な情報が記録された希 少な文書といえるため、原則として移管するものとする。

4 広報資料

移管することとされた文書に関連する広報資料については、移管文書の理解に資するため、必ず当該移管される行政文書ファイルに合わせてまとめ、移管することとする。

5 特定秘密である情報を記録する公文書

特定秘密である情報を記録する公文書については、特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号),特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)及び運用基準を踏まえ、移管又は廃棄の判断を行うものとする。

6 注意事項

- (1) 「移管」とされている文書が含まれている公文書ファイル等はすべて移管することとする。ただし、分割を行った上で、改めて保存期間満了時の措置を設定することは可能とする。
- (2) 移管については、当該業務を主管する所属の文書管理者において行うものとする。
- (3) 基準表において廃棄とされているものについても「1公文書の保存期間及び保存期間満了時の措置に関する基準表」の(1)~(5)に該当すると判断される場合には、移管すべきものである場合がある。また、当初廃棄としたものについても、保存期間中に生じた出来事などによって歴史的重要性を帯びる可能性があり、その場合には、保存期間満了時の措置を移管に変更する必要があることにも注意する必要がある。